

2002年10月28日
(株)リコー CSM本部 中丸

中国複写機技術標準化委員会 2002年会 (Ningbo) 出張報告

1. 中国全国複写機技術標準化委員会 2002年にJBMIAの代表として出席。
2. 日時：2002年10月22日～26日
3. 場所：寧波市、新晶都ホテル
4. 参加：51組織および企業より69名参加
[リコー(石井、中丸)、キャノン、ゼロックス、シャープ、東芝、ミノルタ、理想科学、広州リコー、ゲストエッター、サプライ業者、販売サービス業者、精華大学(材料関連)、中国関連官庁機関、試験所など]
5. 主催：中国複写機技術標準化委員会
6. 協賛：寧波栄華公用品有限公司(謄写機メーカー)
7. 議題：
 - 1) 2002年度全国複写機技術標準化委員会実施報告(鄭西振氏)
 - 2) 同上財務報告(冷欣新氏)
 - 3) 複写印刷機関連標準化の整備状況について(安博漂氏)
 - 4) CQCマーク製品認証関連状況について(陸伯明氏)
 - 5) 静電複写機環境マーク要求標準について(冷欣新氏)
8. 今回会議の特徴
 - 1) 2001年12月の中国のWTO加盟に伴い、標準化に対する国際整合化(*注1)、及び国家施策として環境課題への取り組みに重点を置くことから、事業活動、なかんずく製品のグリーン化促進にいっそう拍車がかかっていることが強調された。静電複写機環境マーク要求標準について、冷欣新氏より報告があった。
 - 2) 静電複写機の環境マークに関する国家規格:「静電複写機環境保護要求」(案)が、2002年4月に出来上がり、現在その規格をどのような扱いにするか(強制規格にするか、ボランティア規格にするか)(*注2)、国の決定機関が審議中である。現在の予定では、2003年下半期に決定され、2003年下半期ないし2004年上半期より実施の予定である。WTO加盟に伴い国の上部機関より、本規格を強制規格とする話が出ているとのこと。
 - 3) 一方、上記規格とは別に、下部組織から、HJBZ 40-2000「環境マーク標準 静電複写機」が2000年に環境保全局より発行されているが、上記規格と重複し、ダブルスタンダードとなるので、国家規格「静電複写機環境保護要求」が正式なものとなれば、HJBZ 40-2000は、廃止される見込みである。
 - 4) 複写機以外の製品の「プリンタ」「ファックス」「All In One Cartridge」の環境保

護要求規格の制定も検討中であり、これら規格はドイツBAMをベースとして検討してきたが、BAMそのものが見直し最中であり、中国のこれら規格のあり方については、関係各国、業界より意見を募集中である。日本の静電複写機の環境マークの内容は、考慮に値する点が多いというのが中国側の意見であった。

5) 複写機関連企業より意見を求めたいので規格作成段階に積極的に関与してほしい。

(*注1)

北京では、第66回にIEC総会が開催されていた。

これに関連し中国の英字紙は以下のような記事を掲載していた。

国際貿易においては品質管理が一層重要になってきているー

- 1) 中国 政府 高官 (Wang Fengqing, vice director of the Standardization Administration of China)は、10月21日、中国製品の品質向上、技術貿易障壁を克服するため、3年以内に品質国際規格を導入すると語る。
- 2) 3年以内に中国に適用可能なIEC (International Electro-technical Commission)規格はすべて導入する見込み。(中国はIECに1957年より加入)
- 3) 中国は、IEC規格のうち1,911件(IEC規格の45.8%)を中国規格に導入済み。2005年末までに、IEC規格の残りすべてを翻訳し、中国に適用可能な規格は国内規格に導入する予定。
- 4) 第66回IEC北京総会は10月27日から11月1日まで開催される。中国の生産者と消費者は、国際規格に保証された品質保証が中国の国民生活にとって必要欠くべからざるものであることを理解し始めている。
- 5) Wang (中国IEC国内委員会の委員長)は、規格システムは、製品・サービスの品質向上、国民の健康・安全、環境の向上に大きな貢献をすると語った。
- 6) 昨年WTO加入以来、中国の規格は途上国の水準より低いために、貿易上障壁になっている。増大する貿易障壁に効果的に対処するために、生産者は国際的に合意された先進的な規格を早急に導入する必要があると語った。
- 7) 生産者は、国際規格を適用し遵守していることを証明することが必要となる。規格局の統計によれば、2001年末現在、中国が発行した国内規格19,774のうち43.7%(8,621規格)は国際規格を採用している。今後5年間、毎年、少なくとも2,000件の国際規格を導入していく予定。5年以内に、国内主要製品の80%は国際規格に沿った製品になる。既存の国内規格も改定していく。
- 8) 1998年以前に制定された8,000の国内規格の50%は2002年末までに、改定されるか廃止される。
- 9) こうした作業をし、規格改定、作成のため256の特別技術委員会を設置し、27,000のスペシャリストを新たに雇用する予定。
(China Daily 2002/10/23 "Quality control key to international trade")

(*注2) 環境マークに関する冷さんの報告に関して、強制規格にするか、ボランティア規格にするかまだ決まっているわけではないが、「環境マークを強制規格にする」ことに関する当方のコメント。

1) 各国で環境マークを設定した目的は、環境配慮製品の開発に積極的に取り組む事業所が、そうでない事業者にと比べて市場で優位性を保ち、差別化をはかることにより、社会全体でより一層のグリーン化を促進することにある。即ち、任意規格とし、より優れた技術を製品に反映する努力を行う企業が優位に立てる仕掛けとして設定されている。そのためには、市場の事業者の全てが達成できる必要はなく、従って、環境ラベル取得の要求レベルは高く設定することができる。

2) 環境ラベル規格を強制規格とした場合、すべての製品が適合しなければならない規格となり、現実的には要求レベルは低いもので妥協することになる。強制規格とすれば、全体の底上げにはなるが、違反者には罰則が伴うことになり、環境によい製品の最低限の要求事項の開発促進には寄与するが、より一層の向上を目指すインセンティブとはなりにくい。但し、安全にかかわる規格は、強制とし、全体の底上げを図る必要はあるが、環境要求事項が、すべて強制規格にする必要はないのではないかと。技術的に、未熟で、トライアルの必要な分野がある場合、任意規格であれば、他社との差別化のために、あえてそうした未熟な技術に挑戦する機会が多くなるが、強制規格であれば、そうしたトライアルアンドエラーは、しにくくなり、技術の進歩の一面を阻害することになる。

3) 任意規格であっても、部分的に強制規格と同じような効果を生み出すことができるので、そうした方法をミックスするのが実際的である。たとえば、グリーン購入法を導入しそれとあわせて用いるなどの方法がある。

4) 上記のコメントに対し、中国側から、中国は未だ途上国であり先進国のような枠組みでは改善の効果が望めないとの意見があった。その背景には、この数年、中国からの輸出品が、環境基準に達していないとの理由で、中国に返品されたり、輸入を制限されるという事態がしばしば発生している。例えば、1997年EUは中国の貝類製品の輸入禁止(中国の海洋汚染によりEU環境基準を満たしていない)、1998年には子供用下着に環境規準から外れた物質が含まれていたため、輸入禁止となった。また、2002年1月には、中国産冷凍海産物、家禽類、蜜蜂等から、EUが食用動物への投与を禁止している抗生物質が検出され、輸入禁止となった。2002年6月には、日本に輸出された中国産冷凍野菜に規準を越える農薬が検出され、日本への輸出が激減した。また、中国の新聞「中国青年報」の伝えるところによれば、国家品質検査総局が全国23都市対象にサンプル調査したところ、国内野菜類の47.5%から安全規準を越える残留農薬が検出され、10万人近い中毒患者が発生していることを報じたと伝えられている。こうした事情を勘案すると、中国はまだまだ、安全レベル、環境レベルの認識、実質的な社会への浸透のレベルが、日本・欧米先進国とは異なるので、歴史の発展段階に応じたやり方が必要であろう。とすれば、環境ラベルという手段でなく、安全分野の規格同様、底上げ規格(強制規格)とすることが、実際的であるよ

うに思われる。したがって、環境ラベルに付いて、中国側と話合う上で、こうした視点からのアプローチが必要となると思われる。

5) なお、強制にするか任意にするかの決定権は上部機関にあるので、日本から積極的な提言をして欲しいとの要望があった。

以 上